

平成25年第1回鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録（概要）

※議事録詳細は別紙1のとおり

日 時：平成25年5月30日（木） 14：30～16：00

場 所：総合福祉保健センター4階研修室

出席者：江間由紀夫、高橋貴子、秋澤進一、飯高優子、井出ミサ子、上谷豪、
田中紘子、樋口美代子、平野明美、三好志都美、山根清孝、山本幸子、
吉田篤史、渡邊忠明

欠席者：窪田規子、鮫島亘、鈴木恵子、照沼和人、豊田朋二 （※敬称略）

傍聴者：2名

事務局：障がい福祉課 山田課長、藤嶋係長、横山主事

【自立支援協議会の委員欠員について】

自立支援協議会の委員の任期は平成25年3月末日で終了しており、今回改めて各団体へ委員の推薦を行ったが、昨年まで「特定非営利活動法人きらら」という団体からも推薦いただいていたところであるが、同団体からは委員を辞退したいとの申し出があり、平成25年度の当協議会の委員構成数は19名でスタートしている。

要綱上、この協議会の委員数は20名以内と規定されており、1名の欠員が生じても問題はないが、今後この1名の枠については、今年度から障害者総合支援法に難病患者等も盛り込まれた形となっていることから、難病患者様の団体等への打診を検討していく。

これらの事情から、場合によっては年度の途中からこの協議会へご参加いただく可能性もあることを事務局より説明した。

【委嘱状交付式】

本日出席いただいた14名の委員に対し委嘱状を交付した。欠席した5名の委員には次回開催時に交付する予定である。

（任期：平成25年5月30日から平成28年3月31日まで）

【協議会会長及び副会長選任について】

平成25年度自立支援協議会会長⇒江間 由紀夫 氏（成徳大学 准教授）

平成25年度自立支援協議会副会長⇒高橋 貴子 氏（サポートネット鎌ケ谷 所長）

《今回の会長就任に伴い江間会長からのご意見》

この会長職に就く方は、本市に事業所がある方や本市での何らかの活動・関連のある方が良いのではないかとのこと。江間会長ご自身は、居住地や職場等において本市との

接点がなく、しかし、今年度については昨年度もこの職に就いていた流れから、またこの協議会が成熟するまでは関わるが、近い将来にはこのような視点で会長職が互選されることが望ましいのではないかとのご意見をいただいた。

【平成25年度の議題について4部会から報告】

4部会（個別支援部会・福祉サービス部会・発達支援部会・権利擁護部会）より、今年度の検討テーマについて各部会から発表された。その内容については以下のとおりである。

《個別支援部会》

議題：困難ケースから課題を検討し、具体的な支援を考えていく。

理由：困難ケースの事例に対し、このようなサービスがあれば支援に活かせるのではないか、あったら良いと思われるサービス、逆に不足するサービスをも浮き彫りにし、一歩踏み込んだ検討を行っていく。

《福祉サービス部会》

議題：障がい者（児）が使いやすい「(仮称)福祉マップ」の作成

理由：このテーマに至った理由は、現在はインターネットの普及により各々の情報は容易に取得できるようになったものの、皆がパソコン操作に長けている訳ではなく、主に利用者やその保護者等、年代によっては苦手な方もおり、このマップの需要は十分あることが予想される。

また他分野の情報についても支援者やその家族等が容易に把握できることも必要であるのではないかと、このことから、どこに・どのような・誰を対象とした事業所があるのか、一目で分かるもので、支援者及び保護者等が他分野の福祉サービスや事業所がこのマップで把握できるものを作成していく。

《発達支援部会》

議題：①サポートファイルの名称を含め、内容の検討

②保護者及び関係者等への普及、サポートファイル啓発の方法について

理由：昨年度も同様のテーマで検討してきたが、途中で完結しないまま終了していたことや、このテーマに関する課題（活用のされ方、周知方法、内容等）が、その後も多く抽出されたため、今年度も引き続きサポートファイルをテーマに検討して行くことで決定した。

《権利擁護部会》

議題：①保護者及び相談支援事業所等への成年後見制度の知識の普及について

②金銭管理のされ方について

理由：成年後見制度について、支援者側もこの制度を十分に理解しているとは言い難い現状もあり、「単に家庭裁判所へ行って相談するように」といった対応はいかがなものかという課題等があげられた経緯から

【検討事項 2点について】

《1点目：権利擁護部会から提出された意見書の取扱いについて》

昨年度開催された第2回自立支援協議会（平成25年3月22日開催）において、権利擁護部会から提出された「意見書」の取扱いについて

昨年度提出されたこの意見書は「権利擁護部会から意見書が提出されたことを認める」ということまで話し合われていたが、その後この意見書を市へ提出するか否か取扱いが定まっていなかったため、この部分について本会議で検討した。

現行の内容について各委員からは「大変な状況は理解できるが具体的な記載がないため危機感までは伝わってこない」「このまま市に提出しても「善処する」という扱いで終わってしまう可能性も十分考えられるのではないか」等の意見が出される。

結果、この意見書の取扱いについては、同部会へ一旦差し戻し、より具体的な内容になるよう検討いただくことで決定した。

《2点目：他部会へのオブザーバー参加について》

各部会員が所属する部会以外の部会への出席を希望する場合、オブザーバー参加という形で出席を認める。その際は、予め出席を希望する部会の部会長を通じ了承を得ること。

ただし、テーマによっては、個人情報に基づいて検討するような場合は、部会長の判断でその「回」への出席を制限できること。またこれは各4部会員のみを想定しており、一般への公開を認めるものではないこと。

このようなことに至った経緯は、各部会で各々の課題を検討していく中で、検討内容が他部会と重なる部分や連携や情報共有が必要となる可能性が十分あることから、部会員どうし「オブザーバー」という立場での参加を認めるに至った。

【報告事項 2点について】

《1点目：相談支援事業所の昨年度の実績報告について》

相談支援事業所である「サポートネット鎌ヶ谷」と「もくせい園」の昨年度の相談結果に関し、本日はサポートネット鎌ヶ谷について、資料に基づきサポートネット鎌ヶ谷高橋所長から報告があった。

もくせい園については事務局の手違いにより本日ご用意できず、各委員の皆様には後日郵送にて報告させていただく旨説明した。

《2点目：次回自立支援協議会の日程について》

各部会から予算の関係で要望が出る場合も想定し、第2回自立支援協議会は9月から10月上旬を予定

これについては事務局から各委員あてに改めてお知らせする旨説明した。

—以上—

別紙 1

事務局：開催の前に、この協議会の委員の任期は平成25年3月31日付けで満了しております。今回改めて各団体へご推薦いただき決定した次第ですが、昨年まではこの協議会は20名で構成されておりました。その中で「特定非営利活動法人きらら」という事業所からの推薦をいただき委員1名を委嘱しておりましたが、今回は辞退したい旨の申し出がありました。

事務局としては欠員となった1名について、今後難病患者様の団体等へ打診することを検討中です。これは、平成25年4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことにより、難病患者等が加わり、同法で福祉サービスや福祉用具が給付可能となった経緯からこのように考えております。

スタートは19名となっていますが、年度の途中からこの協議会へ加わることもあるかと思っておりますので、各委員の皆さまには予めご了承いただければと思います。

=各委員へ委嘱状交付=

つづきまして、今年度新メンバーになったことから会長・副会長を選任したいと思っております。会長、副会長は委員の互選により選出することとなっております。どなたか、会長をご希望される委員のかたはおりますか。

いらっしゃらないようですので、事務局より推薦させていただきたいと思いません。

前回もお願いしていた、江間由紀夫先生にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員：異議なし。

事務局：江間先生会長座席の方へお願いします。

会長：東京成徳大学の江間と申します。昨年1年間会長職を務め、この協議会の会議進行役等を務めてきました。大変勉強になったこと、また至らない部分も多々あったかと思っておりますが、また今年もこの職を行うにあたり、皆様と一緒に鎌ヶ谷市の福祉について進めていければと思っております。

ただ、一点お願いというか、会長職を引き受けるにあたって心配事があります。私自身、勤務地は八千代市、住まいは茨城県牛久市であり、鎌ヶ谷市とは関連がない状態です。昨年この職を引き受けた流れともう1年この協議会の流れを作っていくことでお役に立てればと思っておりますが、できれば、来年若しくは近い将来、鎌ヶ谷市内で活動されている方が会長職に就くことが適当ではないかと思っております。それまでの間、この協議会の土台作りというか、準備段階のお手伝

いをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局：副会長につきましても同じく互選となっておりますのでお願いします。

会長：では副会長について、どなたか推薦・自薦ありますか。

ないようであれば、昨年副会長を務めていただいた、サポートネット鎌ヶ谷の高橋委員にお願いすることでいかがでしょうか。

各委員：異議なし。

副会長：サポートネット鎌ヶ谷の高橋と申します。よろしくお願いします。

＝平成25年度の議題について4部会から報告＝

会長：平成25年度のテーマについて各部会長より報告願います。

報告の順番は、A3版資料に記載されている組織図のとおりとします。

個部支援

部会長：当部会は5月28日に第1回部会を開催し、今年度のテーマについて話し合いました。昨年度は、困難ケースについて検討してきましたが、そこから色々な課題が浮かび上がってきました。

今年度は、それぞれの委員の立場から日頃感じている課題を出し合ったところ、親や本人自身の高齢化、親亡き後の生活について等、委員の立場はそれぞれ違っても共通して感じている課題が抽出されました。

このことから、今年度も困難ケースを話し合うことには変わらないのですが、さらにそこから掘り下げて、より具体的な支援方法について探っていきたいと考えております。本市のサービス、本市にはないけれどもこのようなサービスがあればよりよい支援が可能になるのではないかなど、一歩踏み込んだ検討ができればと思っています。

会長：細かい内容については後ほど改めて検討する時間を設けますが、今の報告の段階で何かご質問があれば、いかがでしょうか。

ないようであれば福祉サービス部会の発表をお願いします。

福祉サービス

部会長：当部会は5月20日に開催し、今年度のテーマについて検討いたしました。

福祉サービスといっても各種様々なものがあるので絞り込めないため、各自課題を挙げていただいたなかで、日中活動支援、相談支援、在宅にいる困難ケースの方に対しどのように福祉サービスへ繋げるか等が課題にあがりました。

その話の流れの中で、各専門機関で障がい別のサービスについて、関係する制度には熟知していても、専門外の制度についてはよくわからないといった現状もあり、トータルで皆様が共通して利用できるもの、把握できるようなものがあれば良いということから、本市における相談支援事業所・各施設等がどこに

あるのか、鎌ヶ谷市のサービス・社会資源はどの程度あるのか調べ、「(仮称)福祉マップ(ガイドマップ)」といったものを皆様に提供できればよいかと、委員の皆様と情報交換しながら、障がい児者が使いやすいものを作成していくこととなりました。

会 長 : 今の件でなにかご質問等あればいかがでしょうか。

個部支援

副部長 : 補足します。先ほど個部支援部会からも話がありましたが、どのような制度があるのか、縦・横のつながりがなければ、支援に携わる皆様がどのような制度があるのか把握していなければ、一人の人の支援に繋がっていかない。当部会においても横の繋がり、ネットワークを活用したいと思っています。

会 長 : この自立支援協議会が行われている一番の理由はまさに横の繋がりです。

今の件で特にご質問等あれば、いかがでしょうか。

ないようであれば発達支援部会の発表をお願いします。

発達支援

部会委員 : 本日部長及び副部長の都合がつかず、佐藤(部会委員)より報告します。

当部会は、5月20日に開催しました。

昨年度は、医療・教育・福祉と地域の連携が必要であるということが課題として挙げられ、その手段の一つとして「サポートファイル」というものについて意見交換を行ってきました。

このサポートファイルとは、お子様が生まれてからの成長と発達をひとまとめに記録したもので、これを各関係機関へ提出することで、子どもの情報を共有し、乳幼児期から成人までのライフステージを通じ、切れ目のない一貫した支援が受けられることを目的として作られたものです。

今年度は新たな検討テーマについて、いくつか案が挙がったのですが、このファイルについて保護者が関係機関へ持参する機会が少ない、また現場の支援者もその存在を知っていても、実際現場で見たことがないという実態があり、上手く活かされていないという現状が掘り起こされたため、今年度も引き続きこの「サポートファイル」について、名称も含めた内容の検討及び保護者へこのファイルのメリットを伝えるための普及啓発活動をテーマに今年度話し合っていくことになりました。

会 長 : 今の件で委員の皆様から何かご質問等あれば、いかがでしょうか。

ひとつ確認ですが、現時点ではそのファイルは使用されているのでしょうか。

発達支援

部会委員 : 本市独自のもので、一昨年は試行、昨年から活用しています。

権利擁護

副部長 : 本日、部長の都合がつかず、副部長谷口(委員)から報告します。

昨年度、当部会は 5 回の会議を開催し、成年後見制度の利用に関わる事例をもとに、判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で生活していくための方策を検討してきました。

権利擁護ということで、自己の権利を表明することが困難な寝たきり・認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し、代弁していくことが重要で、介護や療養が必要となっても地域等と関わりを持ちながら、自分の意思で生活の場を選択できるような体制整備が必要であり、さらには地域のネットワークや社会資源を有効活用し、連携・制度の調整を行うという形でまとめられました。

権利擁護といっても幅が広く、今年度については、議題を絞って検討することになりました。

現在、課題として挙げられるのは、高齢化や核家族化、認知症の高齢者や脳血管疾患などの理由により、高齢の保護者が（障がいのある）子の介護が行えないケースが増える等、成年後見制度の需要は高まる見込みがあるということから、今年度は、保護者及び相談支援事業者に対し、同制度の普及啓発活動、金銭管理された方への具体的な支援方法を考えていくこととなり、この内容は5月27日（月）開催の第1回部会で検討しました。

ちなみに、この時に会議に自分は出席していなかったもので、この内容は部会長からの引き継ぎにより報告させていただきました。

会 長 : 代理の方からの報告でした。

ちなみに、この部会は昨年度行われた最後の自立支援協議会で「意見書」が提出されておりますが、その取扱いについてはまた後ほど検討します。

各4部会からのご報告がありましたが、全体の話を通じて、もう少し付け加えて説明することがあるとか、若しくは疑問やご質問、提案等ございますか。いかがでしょうか。

先ほど個部支援部会と福祉サービス部会からの報告の中で、重なる部分もあったかと思いますが、このあたりいかがでしょうか。

福祉サービス

部 会 長 : 相談支援を行う中で、利用しやすいもの、密度の濃い情報をいただきたいと思っています。

単に〇〇はどこのあるといったものではなく、なにができるのか、といったことまで記載されたものであれば、その相談があった時にそのマップの中である程度判断ができるものがよいのかと、今後部会の皆様と検討していければと思っています。

会 長 : 横の繋がり的情報を福祉サービス部会で集約してマップを作っていくという

ことですね。

個部支援

部会長：支援していく上で、個々のケースから必要な課題が見えてくるのではないでしょうか。

今お話があったように、今ある情報の中身を濃く集約することで、反対に今ないサービスも明確になるのではないかと思います。また、今あるものの解釈を変えて、上手く使うことで補える支援とか、それでも地域で本当に不足するサービスが明確になるのか、そこまで考えられればよいのかと思います。

昨年までは、困難事例を検討していく中で、どうしたらよいものかと頭を抱えてしまうケースもありましたが、今年度はさらに一步踏み込んで「これがあつたら支えられるのに」というところまで検討できればよいのかなと思います。またどこにでも似たような困難事例を抱えているのではないかと思いますし、個々のケースを検討していく中で、本当に必要なサービス等が見えてくるのではないかと思います。

会長：部会が活発に活動されているのは良いことなのですが、この全体会自体（自立支援協議会）が年3回位しかないもので、各部会で同じテーマを持ったり、横の情報が必要な時の調整がなかなか難しい段階にあると思います。今日のような時間を利用して、他の部会への質問や協力を依頼したいことがあるとか、知りたいこと等があればこの場で議論していただければと思います。

今、個別支援部会や福祉サービス部会から、どんなふうにサービスを提供していくかとか、足りないサービスを生み出すかなどのお話がありましたが、そのあたりいかがでしょうか。

先ほど、発達支援部会のサポートファイルの存在も、福祉マップの中にその情報を載せたりすればファイルの存在を把握することができる。1箇所の事業所だけで仕事をしていると見えにくい部分もあるが、この場で色々意見交換いただければと思います。

福祉サービス

部会長：サポートファイルとは生まれてから高齢になるまで、その人が一生持つ記録ノートのようなものということでしょうか。例えば医療関係に関する記録は差し込んでいくといったファイルなのではないでしょうか。記録はだれが行うのでしょうか。

発達支援

部会委員：例えるなら母子手帳のようなものと考えていただければよいのかなと思います。生まれた時から色々なものを組み入れ、大人になるまでのライフステージを記録していくものです。

現在こども発達センターで希望者のあつた保護者に対し配付し、保護者が保管

し必要な情報を保護者が差し込んでいくという形式をとっています。

福祉サービス

部会長 : 自身が会長を務める「手をつなぐ親の会」でも記録ノートを作っています。テレビでも紹介されたもので「みちしるべ」というものを使っています。これは、その子に対し、医療や学校関連、友人、人間関係に関する項目までも記載する箇所があり、誰がその人の支援に関われるのか、支援の輪に入れるか記載したもので、一生利用できるものです。

例えば医療機関に受診した際や、成年後見人制度に関する手続きの際は、そのノートごとそっくり情報提供できるよう、本人や擁護してもらえる第三者へそのまま渡せるようになっています。

すべて保護者が記載する形式で5～6年前から使っています。

もともとは親亡き後のためにはどうしたらよいかということから考えられ作成されたものです。

会 長 : 思いがけずよい情報交換ができたと思います。

先ほどの報告のなかで、サポートファイルがあまりうまく活用されていないといった報告がありましたが、この協議会でも実際にその活かし方について検討していくこともできるかもしれません。

各部会の会議を進められている中で何か困ったことなどがあり、この協議会に知ってほしいこと等ありますか。いかがでしょうか。

飯高委員 : 日頃部会はバラバラに活動していますが、この協議会が単なる各部会の報告会で終わってほしくないと思います。市への提案というのもよいのですが、この協議会独自で、地域の方に対しての普及・啓発活動を行っていくということもあってもよいのではないかと思います。

他市では自立支援協議会主催で虐待防止法関連の講演会なりセミナー等を実施した市もあったかと聞きますが、今年、障害者差別解消法といったものもできたこと等ありますし、暮らしの中で、思わぬ差別を受けたり、してしまったり、ということもあるかと思います。

この協議会主体で、このような研修を開催するよう提案します。

会 長 : 自立支援協議会が主催の研修会や啓発活動等を実施したらどうか、という提案をいただきました。

これも一つ大事なことでありますが、その前にお話しいただいた「この協議会が各部の報告会で終わってしまうのはもったいない」というのも非常に大事なことと思います。この会は、その地域の障がいあるいは教育その他、様々な現場の各代表の方々にお集りいただき話し合うことで、現在その地域にある資源を有効に使っていく、あるいは新しい資源を生み出す等の母体となる団体ではないかと思います。しかし、この協議会自体が実施主体になってしまうと、こ

の会そのものが回らなくなってしまう。

むしろこの場を使って、今まで鎌ヶ谷市になかった新しい繋がりをもつとか、新しい活動を生み出す母体をつくるなど、そのように利用していただければと思います。部会の活動が自立協議会では核になり、各部会で作されたものをこの会で話をして、さらには具体化する、あるいは協議会名で申請をする等、色々な使い方ができるかと思います。そのあたりも各部会の方々からご意見いただければと思います。

ちなみに権利擁護のことで後ほど同様のことを取りあげたいと思いますが、先ほど研修会の話が出ましたが、昨年度「障害者の経済学」を書かれた中島隆信先生に来ていただいて講演会を行いました。これは協議会若しくは鎌ヶ谷市として開催のどちらでしたか、事務局へ確認します。

事務局：自立支援事業の強化事業ということで千葉県の補助事業があり、昨年たまたま本市が利用させてもらい2回活用していますが、今年度はその補助事業はありません。

会長：必ずしもお金をかけないでやる方法もあるかもしれませんが、場所だけ提供いただいて、この会で協力しあってこの自立支援協議会の名前で何らかの研修会なり、ということは可能かもしれない。色々アイディアを出し合うのも良いと思います。

ちなみに、この会に対しての予算はどのようになっていますか。

事務局：この協議会に関しては委員の皆様の報償費のみで、部会に関しては誠に恐縮ですが予算の計上はございません。

会長：予算計上がなければ頭を使わねばならないですね。

ちなみに私は、八千代市において、「暮らし部会」に所属していますが、若干ではあります。予算がついているので、部会での普及啓発のチラシとか、例えば今まで各事業所で行っていた普及啓発活動に協議会の名前を載せてもらいこの会の協力を得ていくとか、情報交換の場でこの会を使われるとかというものの一つの形であるかと思っています。

この件で、何かご意見等があれば。無いようでしたら、その他の件で2件ほど検討したいと思います。

=検討事項1点目：権利擁護部会から提出された意見書の取扱いについて=

会長：前回、平成24年度の自立支援協議会の最後に開催された際、権利擁護部会から提出された意見書の取扱いと前年度の相談支援事業の報告についてです。まず、この「意見書」が提出された自立支援協議会のなかでこの取扱いについて検討します。

事務局：前回この協議会で報告させてもらいましたが、権利擁護部会から提出された「意

見書」の取扱いについて、直接部会から市へ出すのか、それとも協議会名で提出いただくか、これについてどのような考えなのか確認したく、ご意見をいただければと思います。

会 長：前回この協議会で、権利擁護部会からこの「意見書」について提出いただき、内容の報告をいたしました。

この時、当協議会では、権利擁護部会から「意見があったことを認める」という形でしたが、この中で社会福祉協議会での権利擁護の取組みについて反映していただけないかという意見がありました。このあたりいかがでしょうか。

山本委員：特別に何かというものはなく、全体的な流れでしかないので、この場で発表できるものはありません。

会 長：この意見書のなかで1番目の専門職の不足とありますが、まず自立支援協議会としての意見はありますか。

提出された「意見書」は、このまま協議会名で市長へ提出してもこの内容では「善処する」ということで脇に置かれてしまうことが懸念されます。

もう少し具体化された内容でなければ難しいかと思います。

前回の協議会で、この「意見書」は、今後も提言していくということで話し合いが終わっていて、昨年度実際に市へ提言した訳ではなかった。なので、この件は今年度もこの内容を精査し、昨年度の内容と併せて提言していくということによいでしょうか。

山本委員：今回配付された「意見書」は前回の自立支援協議会で配付されたものと全く同じ文面だったかと思いますが、内容は漠然としており危機感が伝わってこない。きちんと訴えるならば、実際にどこの部署で何名専門職が足りないのか、どの程度オーバーワークになっているか等、単に「整備を進めてほしい」ではインパクトがない。内容を読んでも、さっさと流れてしまって「大変だな」で終わってしまう。前回もこの意見書を見てそう思ったし、今回改めて見ても更にその思いが強くなりました。

特に1番目。また2番目についても、成年後見人のニーズが高まっているというのは確かにそうなのですが、実際本市の現状を見ても、さほど後見人の相談件数はないと思うのですが、実際の件数について、行政のほうで市の現状を表したデータ等、何かないのででしょうか。

権利擁護

副部会長：私自身は高齢者支援課の職員でもあるので、その立場から申し上げれば、平成23年度の数字となりますが、成年後見人の相談数は30件、うち市長申立ては17件となっています。

しかし、相談に来られる方は、制度は聞いたことがあっても、十分理解されていない方も多数おられることも現状です。

山本委員：実際そんなに件数ありますか。

利用する方の理解が不十分でも、周りで、この人に後見人をつけたほうがよいと思われる人はこの中には沢山いると思うが、実態に即したお願いをした方が、単に「進める」程度の問題ではなく、例えば、具体的にデータを取る等して訴えていくことがよいと思います。

上谷委員：私は権利擁護部会員でもあります。必要性は誰もが感じているのになぜ繋がっていかないのか。保護者のみの責任にしまい、家庭裁判所へ保護者が行って大変な作業をしなければならない状況がある。高齢者の現場では制度に繋がってきているけれども、障がいの現場では、市長申立てに繋がっていかない現状があるというのは、それは後見制度以前に何らかの問題があるのではないかと、といった話が前回部会で検討されました。

信頼できる相談者があって、アセスメントをされて最後になってやっと後見人をつけようか、といった相談体制が鎌ヶ谷市ではできていなかったり、障がいでは高齢者というケアマネージャー的なものが、やっと昨年4月から「計画相談」といった形で導入された現状があります。

今後、計画相談以外での一般相談ができるところも増えていくのかなど。そのなかでやっと最後に権利擁護に繋がっていくのではないかと。例えば後見の相談があったら、単に家庭裁判所へ行くように、という情報提供の仕方ではなく、どこへ相談に行けばよいのかといった相談体制の整備にすることが必要とか、また数字で示した方が分かりやすいのか、こちらとしても明確になるので権利擁護部会に戻った時に今話をしていこうかと思えます。

会 長：具体的な話がありましたが、一点だけ心配なのは、数字で示した時に件数が少ないと「少ないならいらぬのではないかと」といったように解釈されてしまうこともあり得ます。

権利擁護部会で話し合われているのはどうも数ではない。安心して相談できる場所が無い、権利擁護の使い方が伝わっていないようだ、そのなかでこのまま市へ意見を出すよりは、「安心して」相談できる場所がない、「どこへ」いけばよいのかが見えてこない、といったことが明確にならない限り、成年後見に繋がっていかないといった現状を話し合われているようであれば、それを待って意見をもらうほうがよいのかなと思えます。

上谷委員：平成25年度の当部会の話し合いでは、そもそも保護者や相談支援に携わる側についても、制度の把握はあっても詳細まできちんと説明できる支援者は意外と少ないのではないかとということが課題に上がり、まずはそこを啓発していけばよいのかということで、前回の部会で話し合われています。

例えば、先ほどマップの話が出ていましたが、それを来年度〇〇部数作成となった場合、協議会として予算として要求等そのような方法はとれるのでしょうか。

か。

権利擁護部会から「啓発のための研修をしたいので講師を呼びたい」といった場合、その研修に係る費用は予算化できるのか、可能だとしたらいつ頃までにその要求をすれば間に合うものでしょうか。全体会で諮った方が良いのでしょうか。

事務局：概ね10月初旬位までに要望いただければ間に合うかと思います。しかし、予算要求はできるが、それがどこまで財政担当部局へその必要性が伝えられるかが問題です。要求したからといって、必ず予算計上されるものではないことをご了承いただきたい。

会長：その流れからすると次回自立支援協議会は夏ごろの開催となりますか。

事務局：まだ決まっていないので調整はできます。

会長：この協議会名で何かをすとなれば予算確保は10月まで、これは協議会としての動きの中で考えていただければと思います。

部会については、各部会から上がったものをすべて要求することは難しいだろうから、協議会で内容を絞って要求していく方向になるかと思います。

それから、権利擁護部会については今説明があったように、平成25年度の議題の中でもう一度詰めていただき、極端な話、相談センターの設置というところまで持っていくのか、あるいは人員を増やすような形若しくはどのような課題があるのか明確化していただいて、平成25年度の中の動きにこれを入れていくということによろしいでしょうか。事務局としてはこのような形で差し支えないでしょうか。

事務局：そのような方向でやっていただいて大丈夫です。あくまでも表題には「意見」という書き方でありましたが、再度確認ということの意味で今回再度提示させていただきました。

会長：本来ならば前年度中に決着しなければならなかったものですが、今日皆様からご意見をいただいたことで具体的な動きが見えたかと思います。権利擁護の問題は実はすべての部会に関わるもので、各委員からご意見をいただく等、確認の意味においても今回提示させてもらいました。

=検討事項2点目：他部会へのオブザーバー参加について=

事務局：他の部会への検討テーマに興味があった時等に、傍聴や各部会を行き来できるよう、事前に連絡を入れていただいたうえで、オブザーバー参加ができる体制を整えておけば良いのではないかと思います。提案させていただきました。

会長：今の説明に対し、事前に御連絡をとることを条件に、オブザーバー参加若しくは他の部会の代表の方へ参加要請をお願いすることも可能かと思いますが、各部会長の皆様はいかがでしょうか。

個別支援

部会長：当部会では、事例等に基づく検討から、かなり個人情報が出ていますが、守秘義務に関して注意していただければ大丈夫だと思います。

会長：個別支援部会に関しては希望があっても断ることがあってもよいということでもよいでしょうか。

事務局：確かに、名前を伏せて事例をあげてもその内容によって個人が特定できてしまう懸念があるならば、その部会の判断で拒否してもよいと考えています。

会議で使用した資料を回収してもその人の記憶には残ってしまう。失礼な言い方になってしまうかもしれないが、仮にも「漏洩」等があれば問題です。

この傍聴やオブザーバー参加は一般の方は考えておらず、各部会委員同士の委員の行き来を想定したものであり、部会の判断で行っても良いのかということを考えております。

飯高委員：オブザーバーは意見を言えないのでしょうか。

会長：基本的に聞いていただくだけになりますが、問いかけは可能だと思います。

発達支援

部会委員：当部会は本日部会長も副部会長も不在でこの場では何とも言えません。

事務局：今年度のテーマが、サポートファイルをテーマとするならば、少なくとも前回会議では個人情報が特定されるような話し合いはなかったかと。今後そのようなことがあれば別ですが、基本的には問題ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

発達支援

部会委員：そうですね。今のところ個人の情報は出てきていません。

権利擁護

副部会長：昨年度までは個人の事例をもとに検討していましたが、今年度のテーマであれば、個人情報が出なければ問題ないと思います。

事務局：改めて各部会長と打ち合わせし、皆様にご連絡するというところでよいでしょうか。

会長：この件で特に問題なければ、そのようにしていきます。

=事務局から報告事項2点=

《1点目：相談支援事業所の昨年度の実績報告について》

事務局：昨年度の相談支援事業所からの報告についてですが、本来もくせい園とサポートネット鎌ヶ谷の2ヶ所からの報告となるところ、もくせい園の資料が事務局の手違いで報告できません。本日はサポートネット鎌ヶ谷から昨年度の状況について報告をいたします。

もくせい園の内容は後日改めてお知らせします。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：年間2,160件、年間244日くらいかと思います。この数字は、市からの委託された相談と計画相談の合算です。

件数は多いのですが、計画相談で随分頻回にかかわっている方が多く、利用者は83名、そのなかで計画相談に関わった数が17名、現在計画相談継続の方が10名です。

相談内容は、定期的に人間関係や悩みごとの相談で、何かがあると相談の連絡があり、ここで話を聞いて気持ちの整理ができて他の機関への繋がりなく終結する方から、利用の目的で、それが片付くと終結といったケースもあります。

昨年特徴的だったのは就労に関する相談です。就労移行支援事業所が増えてきて、そちらへ繋いだところで終結という形や、また、個別にハローワークへ同行したり、A型事業所へ繋いだ方も何件か、どちらかといえば就労したいという方は、就労移行支援事業所への訓練へ繋ぐという形が多かった。

ケアマネージャーについても、計画相談の関わりで生活を支えるといったことも多かった。

成年後見についての相談は、昨年は利用者の中から3名に制度の紹介を行った。1人は親亡きあとのことを心配しているケースで、50代のお子様の母親が補佐になり、現在ボランティアで「シグナルアイズ」の方が書類作成等についています。

お母様も高齢なので、万が一何かあった時にはそのお子様に対し切れ目なく支援に繋がれるとも思っています。

もう1人の方は、「ばあとなあ千葉」というところがボランティアで見守りについていますが、先ほど上谷委員からなぜ制度に繋がらないのかと話がありましたが、費用の面で、保護者もボランティアがついたところで安心して、なかなか契約までは至らないという状態になっています。

もう1人は選挙権がネックになるかと思いましたが、数日前に選挙権の報道があり、本人の権利が守られるならば今後再度勧めていけるのかと思っています。

会 長：もくせい園の結果がないので比較することができませんが、就労移行支援事業所等へ移ってきたということはむしろよい展開ではないでしょうか。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：私たちが関わらなくても、他の支援につながる事業所があるということは良いことだと思うし、反対に就労移行支援事業所でうまくいかず、当事業所に相談

をいただくこともあります。自分以外の、他の支援者へ繋がるなど、何らかの支援へ繋がっていることは、支援者が増えるということは良いことと捉えています。

上谷委員：常勤・非常勤何名で対応されていますか。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：昨年度は、私が兼務で常勤です。他、4月から11月末まで週3日で男性1名が働いていましたが3月末で退職。その方は相談の経験がなかったが、少しずつ電話を取るところから覚えてもらい、相談支援専門員の研修も受け、これからという時に退職となった。昨年計画相談が入ってきたことで、もう少し収入が増やせるかと考えての体制だったが、なかなか給与面で反映できなかったことが退職に至った原因かと思います。3月末までは自分一人だったが、今年4月に女性が1名入ったが、彼女は明日で退職となります。

正直、訪問で外出することも多く、そうすると私以外の者が代理で相談の電話を取ることになり、なかなか丁寧に話を聴くことができなかつたり、また1年目の職員では技術的な面でも難しかったりする。もう少し職員を雇いたいと思っても、278万4千円では厳しい。そこに計画相談をうまく上乗せできればよいけれども、正直難しいものがあります。

会長：若干補足しますが、計画相談は沢山取ればお金になるというものではなく、沢山取れば人を増やさないといけない、そうすると1件あたり人件費が下がってしまうということでもかなり厳しい。相談支援事業所はどこも人を増やすか件数を増やすかといことで悩みが大きい状況があります。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：動けば動くほど赤字になるといった気分です。

田中委員：失礼ですが、278万4千円というのは、2名でその金額ということですか。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：サポートネット鎌ヶ谷に市から委託料として年間いただくお金ということです。市との契約では常勤換算で1名配置です。やはり相談を受けるにはある程度の資質・資格も必要かと思います。

会長：専門職を1人置いて、年間278万4千円しかもらえない、そんな中で計画相談を増やすことは難しく、また計画相談が増えれば他の相談が出来なくなってしまう。非常に難しい現状があります。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：計画相談と、市からの委託の中で一般相談とバランスに気をつけています。

三好委員：私の施設では生活介護の通所事業所ですが、相談をするかしないかと決断する

時に、それを専門にしてしまうと支援員との兼務となるので、結局支援が不十分となることから、専門に相談支援するという事は止めていますが、しかし、専門の相談の委託を受けていないというだけであって、似たようなことは、各支援機関等からのお話があれば行っています。

サポートネット鎌ヶ谷

高橋所長：私は鎌ヶ谷工房のサービス管理責任者ではなく、管理者という立場ですが、鎌ヶ谷工房にはほとんど関わらず職員に任せている。鎌ヶ谷工房の利用者で関わったのは、先ほど紹介した成年後見で50代のお子様のケースで、サポートネット鎌ヶ谷で頻回に手厚く関わったが、鎌ヶ谷工房はそちらの施設の支援として関わっています。

会 長：相談支援事業を行っているだけで、他の施設ではその施設の支援を受けるということですね。

上谷委員：市は各事業所へ計画相談を沢山増やすお願いをする。しかし事業所としては沢山件数を受けると赤字になる。市が補助を上乗せするのか、先に鎌ヶ谷で行われている方たちと一緒に相談会を行うことで、安心感を作っていこうとか、そんな形で協議会として応援体制が組めればよいと思います。

会 長：厳しい状況であるという話になってしまったが、相談支援事業にはこのような問題もあるので、今後もこの会で報告いただいて、場合によってはこのことも自立支援協議会から市への提言として行っていければと思います。

《2点目：次回自立支援協議会の日程について》

事務局：次回、第2回会議については、9月頃から10月前位、予算要求に間に合う日付けで設定させていただきたいと考えており、この件については改めてご連絡いたします。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成25年10月24日

氏名 高橋 貴子